

これまでの被災中小企業支援 の取組について

平成29年12月
中小企業庁

1. 中小企業庁における被災中小企業支援について（初動措置）

災害時に災害救助法が適用された場合、同法が適用された地域に対して以下の中小企業支援を実施している。

①特別相談窓口の設置

- | | | | |
|--------------------------------------|---|--|---|
| ・ 日本政策金融公庫
・ 商工組合中央金庫
・ 信用保証協会 | ・ 商工会議所
・ 商工会連合会
・ 中小企業団体中央会
・ よろず支援拠点 | ・ 全国商店街振興組合連合会
・ 中小企業基盤整備機構
・ 各経済産業局 | 等 |
|--------------------------------------|---|--|---|

②災害復旧貸付の実施

	日本政策金融公庫	商工組合中央金庫
金利 ※貸付期間5年の場合	・ 中小企業事業：基準利率1.16% ・ 国民生活事業：基準利率（災害貸付）1.36% （平成29年11月10日時点）	・ 所定の利率（相談の上決定）
貸付限度額	・ 中小企業事業：別枠で1億5,000万円 ・ 国民生活事業：各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円	・ 別枠で1億5,000万円

③セーフティネット保証4号の適用

- ・ 保証割合：100%保証
- ・ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（一般保証とは別枠）

④既往債務の返済条件緩和等への柔軟な対応の要請

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などへの柔軟な対応について要請。

⑤小規模企業共済災害時貸付の適用

- ・ 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額と1,000万円のいずれか少ない額
- ・ 貸付利率：年0.9%（平成29年12月時点）
- ・ 貸付期間：貸付金額500万円以下は36ヵ月、505万円以上は60ヵ月

※①・②・④は、災害救助法の適用を受けた市町村がある都道府県が対象。

③・⑤は、災害救助法の適用を受けた市町村が対象。

【参考】災害救助法の概要

- 「災害救助法」（昭和22年法律第118号）は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。
- 同法の適用は、災害による被害を受けている市町村区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が適用基準を超える場合（同法施行令1号から3号）や、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合（同法施行令4号）に適用することができる。

適用基準

※災害救助法施行令第1条第1項第1～4号。

なお、住家被害について、半壊又は半焼した世帯は1/2、床上浸水した世帯は1/3で換算。

■1号基準：当該市町村区域内の人口に応じた次の世帯数以上であること

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上100,000人未満	80
5,000人以上15,000人未満	40	100,000人以上300,000人未満	100
15,000人以上30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上50,000人未満	60		

■2号基準：当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15	50,000人以上100,000人未満	40
5,000人以上15,000人未満	20	100,000人以上300,000人未満	50
15,000人以上30,000人未満	25	300,000人以上	75
30,000人以上50,000人未満	30		

■3号前段基準：当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

■3号後段基準：災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第1条）

■4号基準：多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

→ ・災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）
 ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）

2. 激甚災害法の指定時における被災中小企業支援について

激甚災害法上の中小企業支援

激甚災害制度における中小企業支援措置は、例えば局地的な災害の場合は、被災市町村の中小企業関係被害額が局地激甚災害指定基準に達した場合に適用することができる。

(局地激甚災害指定基準) 被災した市町村の中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額の10%

1. 災害関係保証の特例 (激甚災害法第12条) ※本激、局激が両方が対象

市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る罹災証明を受けた中小企業者に対して、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%保証を実施する(限度額: 無担保8,000万円、普通2億円)。

2. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (激甚災害法第14条) ※本激のみが対象

事業協同組合等が設置した共同施設の災害復旧事業に対する、都道府県の補助経費の一部を国が補てんすることにより、共同施設の災害復旧を促進する。

激甚災害指定に伴うその他の中小企業支援

政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引下げ (閣議決定) ※本激、局激の両方が対象

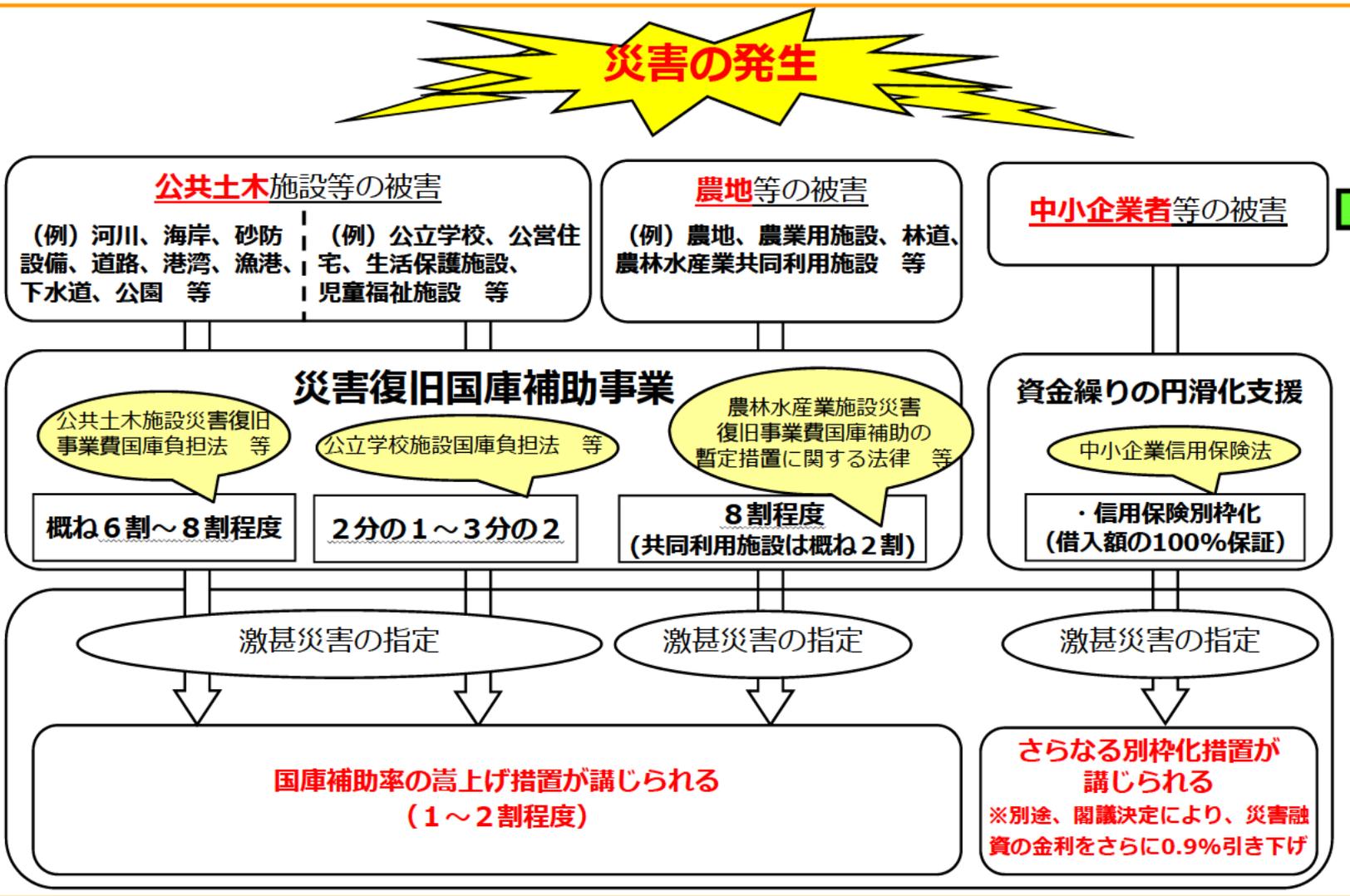
日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が実施している災害復旧貸付について、特段の措置として、当初3年間、1,000万円を限度に0.9%の金利引下げを実施する。

【災害復旧貸付制度及び金利引き下げ特別措置の概要】

- 1) 資金使途: 運転資金又は設備資金
- 2) 貸付限度額: 日本政策金融公庫(中小事業1億5千万円、国民事業3千万円)
商工組合中央金庫 1億5千万円
- 3) 貸付金利: 基準利率(中小事業1.16%、国民事業1.36%)
(貸付期間5年以内の基準利率((平成29年11月10日時点))
- 4) 金利引下げ: 貸付額のうち1千万円を上限として、貸付金利から0.9%を引下げ(貸付後3年間)

【参考】激甚災害法の概要

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は、被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、あわせて適用すべき措置を指定している。



第1章 総則
 第2章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 第3章 農林水産業に関する特別助成
第4章 中小企業に関する特別の助成
 第5章 その他の特別の財政援助及び助成

<中小企業に関する特別の助成>

- **中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (第12条)**
 ⇒信用保証協会が行う災害関係保証について、一般の付保限度額と同額を別枠 (普通保証2億円、無担保保証8千万円等) を別枠で保証する災害関係保証の実施等
- **事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (第14条)**
 ⇒被害を受けた事業協同組合等の共同施設について、その復旧事業経費を都道府県が3/4補助する場合、国はその経費の2/3を補助。

3. 主な災害規模毎の対応一覧（激甚災害法、災害救助法）

災害救助法

1号基準

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上100,000人未満	80
100,000人以上300,000人未満	100
300,000人以上	150

※「半壊・半焼」は1/2
「床上浸水」は1/3換算

2~4号基準（略）

激甚災害指定（局激）

当該市町村の
中小企業関係
被害額 > 当該市町村の
中小企業所得
推定額 × 10%

激甚災害指定（本激）

A基準

全国中小企業関係被害額
> 全国中小企業所得推定額 × 0.2%
(H29は約4,468億円以上)

B基準

全国中小企業関係被害額
> 全国中小企業所得推定額 × 0.06%
(H29は約1,340億円以上)
かつ

①当該都道府県の中小企業関係被害額
> 当該都道府県中小企業所得推定額 × 2%

又は

②当該都道府県の中小企業関係被害額
> 1,400億円

^適用基準
v

^適用例
v

平成29年台風第18号

- ・大分県：2市

平成29年台風第21号

- ・三重県：2市町
- ・京都府：1市
- ・和歌山県：1市

平成27年関東・東北豪雨

- ・茨城県：1市（10市町）

平成28年台風第10号等

- ・北海道：1町（20市町村）
- ・岩手県：3市町（12市町村）

平成29年九州北部豪雨

- ・福岡県：2市村（3市町村）

※()内は災害救助法適用地域数

東日本大震災 <全国>

※災害救助法適用地域数は全国8都県で241市区町村
A基準を適用

平成28年熊本地震 <熊本県全域>

※災害救助法適用地域数は熊本県内の45市町村
被害額は約1,600億円（B基準）

4. 平成29年九州北部豪雨（局激）の例①

平成29年九州北部豪雨では、災害救助法が適用された地域（以下の5市町村）に対して被災中小企業支援（初動措置）を実施（平成29年7月6日）するとともに、激甚災害法に基づく激甚災害の指定基準を満たす地域（福岡県朝倉市、東峰村）に対して、追加措置（平成29年8月8日閣議決定）を実施している。

災害救助法の適用＜平成29年7月5日＞

【福岡県】朝倉市（7月6日）、朝倉郡東峰村（7月6日）、田川郡添田町（7月7日）

【大分県】日田市（7月6日）、中津市（7月6日）

※()内は適用を決定した日

初動措置＜平成29年7月6日プレスリリース＞

▶ 特別相談窓口の設置

福岡県及び大分県内等の政府系金融機関、商工会議所、商工会連合会等に設置（計54カ所）

▶ 災害復旧貸付の実施

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠の限度額で融資を行う災害復旧貸付を実施。

▶ セーフティネット保証4号の実施

災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を実施。

▶ 既往債務の返済条件緩和等の対応

政府系金融機関等において、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などへの柔軟な対応について要請。

▶ 小規模企業共済災害時貸付の適用

小規模企業共済契約者に対し、中小機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用。

激甚災害（局激）指定に伴う追加措置＜平成29年8月8日閣議決定＞

※指定災害名：平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害

適用地域：【福岡県】朝倉市、朝倉郡東峰村

▶ 激甚災害法による災害関係保証（特例）の実施

直接被害を受けた中小企業に対して、信用保証協会が、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠での保証(融資額の100%を保証)を実施。

▶ 政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引下げ

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が実施している災害復旧貸付について、特段の措置として、0.9%の金利引下げを実施。

※当初3年間、1,000万円まで。

4. 平成29年九州北部豪雨（局激）の例②

平成29年九州北部豪雨では、その被害が甚大であったことから前述の支援措置に加え、さらに持続化補助金及び商店街補助金や、県の要望を踏まえセーフティネット保証4号の指定地域を拡大といった支援を実施した。

1. 小規模事業者持続化補助金【平成28年度第2次補正予算】

小規模事業者が商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助。

対象者	以下の地域で被災した小規模事業者 【福岡県】朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町 【大分県】日田市
補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	100万円（福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村） 50万円（福岡県田川郡添田町、大分県日田市）
公募期間	第1次締切：平成29年8月17日（木）～平成29年9月8日（金） 第2次締切：平成29年8月17日（木）～平成29年10月13日（金）
申請・採択件数	第1次締切：採択件数50件 第2次締切：採択件数99件

2. 地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)【平成29年度当初予算】

商店街が所有する被害を受けた施設・設備(共同施設、街路灯等)に係る復旧を支援。

対象者	以下の地域で被災した商店街組織 【福岡県】朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町 【大分県】日田市
補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	1,000万円（福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村） 500万円（福岡県田川郡添田町、大分県日田市）
公募期間	平成29年8月10日（木）～平成29年10月6日（金）
申請・採択件数	応募者なし

3. セーフティネット保証4号の指定地域の拡大

災害救助法の適用を受けた福岡県3市町村(朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町)及び大分県2市(日田市、中津市)に加えて、以下の地域を追加。

【福岡県】うきは市

【大分県】別府市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町

5. 激甚災害（本激）に指定された災害の例

東日本大震災や熊本地震は、激甚災害（本激）に指定されており、従来の対応に加えて、様々な支援を実施している。また、①被害が広範囲かつ甚大であること、②サプライチェーンが毀損する等により我が国経済が停滞する事態が生じていることを踏まえ「グループ補助金」といった特別な措置を講じている。

(例) 平成28年熊本地震における対応（平成28年度熊本地震復旧等予備費・補正予算によるもの）



<破損したアーケード>



<被災した店舗>



<被災した工場>

被災建物等の復旧

- ①グループ補助金【予備費400億円、2・3次補正計583億円】
(中小企業等グループが復興事業を行うために必要な中小企業等の施設・設備の復旧に要する費用を補助)
- ②中小企業組合等の共同施設の復旧支援【11.9億円】
- ③商店街のアーケード等の修繕・撤去、にぎわい創出等支援【11億円】

金融

- ①被災中小企業向け資金繰り支援【予備費200億円、2時補正410億円】
～直接被害のみならず、間接被害（風評被害含む）を受けた中小企業も対象として、平成28年熊本地震特別貸付及びセーフティネット保証4号を実施
- ②小規模事業者経営改善資金（マル経）【1.8億円】

経営支援

- ①小規模事業者持続化補助金【予備費25億円、2次補正120億円の内数】
(平成28年熊本地震の影響を受けた小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓を支援)
- ②観光対策【20.2億円】
- ③中小企業専門家派遣・経営相談、企業誘致【2.8億円】

その他

- ①被災SS（益城町、南阿蘇村等）の復旧支援【2.5億円】

【参考】農地・農業用施設や公共土木施設の災害復旧事業について

農地・農業用施設（ため池、水路、農道等）や公共土木施設（河川、道路、港湾、公園等）における災害復旧事業は、以下の個別法に基づき行われている。

	農地・農業用施設の災害復旧事業	公共土木施設の災害復旧事業
根拠法令	<u>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）</u>	<u>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）</u>
対象	農地・農業用施設（ため池、水路、農道等）	公共土木施設（河川、道路、港湾、公園、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設等）
対象災害	「異常な天然現象」により生ずる災害 ○降雨：24時間雨量80mm以上、 時間雨量20mm以上 ○暴風：最大風速15m以上 この他、洪水・干害・火山噴火・高潮、津波等	「異常な天然現象」により生ずる災害 ○降雨：24時間雨量80mm以上、 時間雨量20mm以上 ○暴風：最大風速15m以上 この他、洪水・干害・火山噴火・高潮、津波等
国庫補助率	都道府県等が実施する災害復旧事業に対し 基本補助率：農地50% 農業用施設65%	都道府県等が実施する災害復旧事業に対し 補助率：2/3～4/4※ （※復旧事業費の都道府県等標準税収入に占める割合によって補助率が異なる）
災害救助法との関係	災害救助法の適用に関わらず 暫定法の対象災害発生時に適用される	災害救助法の適用に関わらず 負担法の対象災害発生時に適用される
激甚災害指定時	激甚災害の指定基準を満たす場合 <u>補助率の高上げ（最大100%補助）</u>	激甚災害の指定基準を満たす場合 <u>標準税収入に応じて補助率の高上げ</u>